

## 前田の《ちょっと経営を考えよう》第 367 回

令和4年もあっという間に2月になりました。寒さはひとしおで、さらにオミクロン株は恐ろしいほど流行しています。皆様御元気でお過ごしでしょうか。

岸田政権がいったいどんな政治をしようとしているのかさっぱりわからない現状ではありますが、物価や材料等の原価が上がり、ガソリンが値上がりしているなかで税金を上げようとしている姿勢がはっきり見えています。また贈与税、消費税の増税、脱炭素税の新設が考えられています。皆様、今後を注視してください。

ところで今我々がしなければならないのはなんでしょうか。私は遅れている日本のDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進することが急務かと思えます。DX実現のためにも企業内変革、組織カルチャー構築、IT環境の再整備が必要で、そのためにも実践する人材の確保をすることが最も重要かと思えます。電子帳簿保存法ができ、また電子インボイス制度が確立されて、ITを十分に使いこなせないと税金対応でも遅れをとり、下手をすると、最悪の場合は青色申告を取り消されることも起こると思えます。

もう1つは経営戦略、ビジョンを構築して、投資の意思決定やスピーディーな社会環境変化への対応力をつけていかないと勝ち残れない時代になってきました。さらに政府は「新しい資本主義」を掲げかなりの賃上げを企業に求めています。皆様出来ますか？3%もの賃上げをするためにはどんな経営を行い、利益を出しますか？このあたりも十分な利益計画が必要となります。しっかりお願いします。

そのためにもやはり従業員の皆様も含めて全員で経営計画をつくっていく必要がありますね。

## 前田の《今人生を語る》第 272 回

## めざめよ日本人 (194)

本を通読せず、必要な箇所だけを開く人が多い。  
 本は読了して初めて著者の意図が見えてくるものだ。

(薬師寺 大谷徹柴先生)

参考にしたいものです。

もうすぐ確定申告が始まります。去年は申告期限が4/15まで一律で延長されましたが、今年是一律での延長はありません。新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、個別に4/15まで延長することができますが、一律延長ではないため『納付日＝申告期限』となることにご留意ください(申告期限を過ぎて納付をした場合、延滞税がかかります)。

申告書の提出日が申告・納付期限となります。振替納税については後日発表あり。

## ●令和3年分確定申告の受付期間

所得税等	令和4年2月16日(水)～令和4年3月15日(火)
個人事業者の消費税	令和4年1月4日(火)～令和4年3月31日(木)
贈与税	令和4年2月1日(火)～令和4年3月15日(火)

去年は、さまざまな給付金・補助金・助成金・協力金などの制度が設けられました。これらは、事業主が法人の場合は法人税、個人事業主の場合は所得税の課税対象となるものがほとんどです。一方、消費税の課税対象にはなりません。確定申告の際はご注意ください。

## ◆主な給付金などの例

種類	支給対象	所得税
持続化給付金・一時支援金・月次支援金	事業主	課税
家賃支援給付金	事業主	課税
都道府県の休業・時短要請協力金	事業主	課税
雇用調整助成金	事業主	課税
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	労働者	非課税 (確定申告不要)

詳しくは、国税庁のHPや下記HPでご確認ください。

◎確定申告特集

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>



国税庁の税務相談チャットボット

(ふたば) もご利用いただけます